

## 短期レンタル規約 20210721

### 第1条(総則)

株式会社総合システム(以下「甲」という)は、第3条記載の手続を完了したお客様(以下「甲」という)に対して、この利用規約に基づきプログラムのレンタルサービスを提供します。

### 第2条(利用規約の変更)

甲は乙の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。その場合甲は、内容、変更時期をホームページ等甲が適切と考える方法にて事前に周知するものとします。

### 第3条(利用者登録)

プログラムのレンタル利用希望者は、マイページまたは「プログラムレンタル利用申込書」により利用者登録の申込みを行い、注文完了の案内を甲が発信した時点で利用者登録を完了したものとし、レンタルサービスを利用することができます。

### 第4条(利用者設備)

乙は、プログラムレンタルを利用するにあたって、自らの費用で甲の指定する条件に合致するコンピュータその他の機器及びソフトウェアを設置するものとします。

### 第5条(レンタル期間)

1. 甲が注文完了の案内を発信した日を起算日とし、乙が申込みを行った期間をレンタル期間とします。
2. レンタル期間は1ヶ月単位とします。
3. レンタル期間内に乙がレンタル製品の利用を中止しても、レンタル料金の返還は行わないものとします。
4. 乙が1項に定める期間満了後も引き続きプログラムの使用を希望する場合は、第3条により再度利用者登録を行うものとします。

### 第6条(使用許諾)

乙は、許諾プログラムの使用にあたって「ソフトウェア使用権許諾契約書」並びに「マイページ利用規約」の定めが適用されることを理解し、これに同意する場合に限り許諾プログラムを使用することができるものとします。

### 第7条(主なメンテナンスサービスの内容)

レンタルサービスにおける主なメンテナンスサービスの内容は以下の通りです。

1. フローティングライセンス対応
2. メンテナンス&アップグレードフリーサービス
3. サポートサービス(電話サポートは弊社営業日の9:00~12:00、13:00~17:30まで)
4. 総合メニューランチの提供

## 第8条（問い合わせサポートの対象範囲）

### 第7条3項の問い合わせサポートについて

1. 問い合わせサポートは以下をサービスの対象範囲といたします。

- ・製品の導入や起動方法に関する説明
- ・製品の基本的な使い方に関する説明

2. 以下の事項は、問い合わせサポートのサービス対象範囲外といたします。

- ・コンピュータ、Windows、他社製品、ネットワークなど本サービス以外の内容に関する問い合わせ
- ・甲が動作を保証していない環境で利用した場合に起こる問題に関する問い合わせ
- ・対象製品の旧バージョンの使用に関する問い合わせ

3. 問い合わせサポートは、あくまでも「助言」や「提案」を乙にご提供するものです。従って、乙の問題が解決することや乙の目的に合うことを保証するものではありません。甲は、提供した問い合わせサポートのサービスにより乙に生じた直接的または間接的な損害に関し、いかなる責任も負いません。

## 第9条（料金の支払い、期日）

乙は、プログラムのレンタル料金をこれにかかる消費税とともに請求書に記載の期日までにお振込みください。所定の期日までにお振込みがない場合、自動的にサービスが停止されます。

## 第10条（協議）

本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の各条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙双方で協議し円滑に解決を図るものとします。

2021年7月21日改定  
株式会社総合システム